

しみず定額自動送金利用規定

1. 指定預金口座からの引落しについて

本契約にもとづく指定預金口座からの引落しにあたっては、普通預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の振出は受けず、貴行所定の方法で処理します。

2. 振込の取扱いについて

(1) 振込期間は依頼書に記載された振込終了年月の振込日までとし、期限なしの取扱いもできます。

(2) 指定預金口座の次の残高で振込みします。

- ・振込指定日の指定預金口座から払出すことができる残高(当座貸越(総合口座取引による貸越を含む)を利用できる範囲内の残高)。
- ・振込指定日に指定預金口座から複数の引落しがあり、その総額が指定預金口座から払出すことができる残高を超えるときには、どの引落しを行うかは当行の任意とします。
- ・振込指定日当日の15時までの小切手金額を除いた現金残高。

3. 送金取扱手数料について

(1) 当行所定の振込手数料及び口座振替取扱手数料(以下、これらをまとめて「送金取扱手数料」という。)は前記1.と同様の手続により、振込金額と同時に引落しします。

(2) 取扱手数料(消費税等を含む)が金融情勢の変化等により変更された場合、変更後の当行所定の手数料で引落しします。

4. 振込の「一時停止」について

振込指定日に指定預金口座の残高が振込金額及び取扱手数料の合計金額に満たない時は、私に通知することなく、その回の振込を「一時停止」したものとして取扱います。

5. 本契約にもとづく取扱いについて、法人以外については、領収書等の発行は行わないものとします。

6. 本契約にもとづく取扱いについて「変更」、「一時停止」、「停止取消」及び「中途解約」する時は、直ちに当行所定の方法で届出てください。

7. 「解約」について

(1) 指定預金口座を解約した時は、この契約は自動的に解約されたものとして処理します。

(2) 「取扱期間」が終了した場合は、この契約を解約したものとして取扱います。

(3) 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、通知することなく当行はこの契約を解約することができるものとします。

- ①支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき
- ②電子交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③住所変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- ④相続の開始があったとき
- ⑤本邦の居住者でなくなったとき

(4) 次の各号の一つでも該当し、当行がこの取扱いを継続することが不適切であると判断した場合は、お客さまに通知することにより解約できるものとします。

- ①お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」とする。)に該当し、または次のいずれかに該当

したことが判明したとき

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ②お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他、前各号に準ずる行為

8. 通知について

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. 本契約にもとづく取扱いについて、万一、紛議が生じても当行に責のあるものを除き一切の責任を負わないものとします。

10. 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2024年5月6日現在